

年金所得者の申告は？

私は、65歳の年金所得者で公的年金の収入が年間144万円あります。確定申告は必要ですか。

公的年金の収入が400万円以下で、その他に所得がなければ**確定申告は不要**です。ただし、所得税が引かれている場合は還付金が生じる可能性があります。還付金がなくとも、控除を追加して住民税の減額の申告をすることは可能です。

控除を受けたい

勤めている会社で年末調整を受けました。令和6年にふるさと納税でワンストップ特例の申請をしましたが、医療費が多額になったので、控除を受けようと考えています。医療費控除の申告だけで大丈夫ですか。

医療費控除と合わせて、**すべてのふるさと納税を申告する必要があります**。ワンストップ特例は、会社勤務などの確定申告をしない人に適用されるので、医療費控除などで確定申告をする場合、ワンストップ特例は適用されません。

扶養の限度は？

夫の扶養になっています。令和6年中にパート収入が103万円を超えました。この場合、夫の扶養から抜けなくてはならないのでしょうか。

妻のパート収入が103万円を超えているので、夫は扶養控除を受けられません。ですが給与収入が201万6,000円未満であれば、**配偶者特別控除を受けることができます**。ただし、扶養の範囲内でも、住民税は課税となる場合がありますので注意が必要です。

その他不明な点は
役場税務課
(☎47-5011)へ

これでヨシ！



高額療養費の
発注時期にご注意

12月中に高額療養費の対象となる診療を受けた場合、「高額療養費支給申請のお知らせ」が発送されるのは、2月下旬以降です。それ以前に医療費控除の申告をされた場合、申告の訂正が必要になります。ご注意ください。

見本

高額療養費支給申請のお知らせ

邑楽町 住民保険課 国民健康保険係
〒370-0692
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2-7-0番地1
TEL: 0276-88-5511

発送日 申請期限

※この用紙は用紙にあり。ここからはがしてご確認ください。

離職期間の申告は？

私は令和6年の9月に会社を退職しました。まだ再就職していませんが、確定申告は必要ですか。

所得税が納め過ぎの状態になっている場合があります。中途退職した同じ年に再就職すれば年末調整で所得税の精算をしますが、再就職しない場合は年末調整を受けられません。そのため、**確定申告で所得税の精算をする必要があります**。

TAX COLUMN ②

異なる課税方式の選択の廃止

令和6年度より、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできなくなります。これにより、確定申告で申告した「特定配当等に係る所得」や「特定株式等譲渡所得」については、住民税の「合計所得金額」に算入されます。そのため、以下のような各種行政サービスに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定など
- ・扶養控除・配偶者控除の適用
- ・非課税判定

なお、住民税以外への影響まで加味した最も有利な申告方法などを、役場や税務署でご案内することはできません。課税方式の選択については、申告者自身の責任で判断していただきます。また、所得税の確定申告で課税方式(総合課税・分離課税・申告不用)を選択した場合、その後、修正申告や更正の請求においてその選択を変更することはできません。

マイナンバーカードとスマホがあれば、申告会場に行かなくても、「確定申告書等作成コーナー」を利用してスマホで確定申告を行うことができます。

▶スマホ申告の便利な5つのメリット

- 1 24時間いつでも申告できる
- 2 税務署への書類持参不要
- 3 印刷・郵送料不要
- 4 添付書類不要 ※一部を除く。
- 5 早期還付(3週間程度)

スマホで申告はこちら▶

操作方法などのお問い合わせは
ヘルプデスク ☎0570-01-5901



申告に行くの面倒……

スマホでできるよー！



書類の作成方法は動画でチェック

確定申告 動画



□ 年間収入が分かる書類

【給与や年金を受給している人】
源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など
【事業所得や不動産所得のある人】
事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書
※待ち時間短縮のために、収入と経費を事前に収支内訳書に記載してください。

□ 所得控除に必要な書類

【社会保険料控除などを使う人】
国民健康保険税や国民年金、生命保険・地震保険・旧長期損害保険などの控除証明書など
【医療費控除を使う人】
医療費の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)、高額療養費などの補てん金分かるものなど
※医療費の領収書は自宅で5年間保管してください。
【障害者控除を使う人】
身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
※障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場福祉介護課 ☎47-5024まで。

事前に必ず
チェックを！

✓ check!



□ 通帳など本人名義の口座番号が分かるもの

□ 身元確認書類(運転免許証など)

□ マイナンバー(個人番号)確認書類

⚠ 事業所得(営業・農業)や不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書はご自身で記入していただくものです。作成できていない場合は申告相談できません。

こちらを忘れずに！！

申告時には
マイナンバー
が必要です！